

建設キャリアアップシステム

「事業者情報登録申請書」の手引

第3版



一般財団法人建設業振興基金

【この手引は、登録申請書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

建設キャリアアップシステムとは

技能者一人ひとりの就業履歴や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化などにつなげるシステムです。

本システムでは、システムに登録した一人ひとりの技能者に対し、ICカード(建設キャリアアップカード)を交付し、いつ、どの現場に、どの職種で、どの立場(職長など)で働いたのかを、日々の就業履歴として電子的に記録・蓄積することができます。同時に、どのような資格を取得し、あるいは講習を受けたかといった技能、研鑽の記録も蓄積できます。

こうして蓄積された情報をもとに、最終的にはそれぞれの技能者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらには人材育成に努め、優秀な技能者をかかえる専門工事業者の施工力が見えるようにすること、また本システムが人材の育成評価に係る横断的な仕組みとなることを目指しています。優秀な人材にとって魅力ある産業となるための、業界で初めての基本的なインフラとなるシステムです。

目次

システムの利用手順・機能.....1	事業者情報 登録申請書 3/6 枚目 記入の仕方19
事業者情報登録申請方法2	事業者情報 登録申請書 4/6 枚目 記入の仕方20
事業者確認書類の提出.....6	事業者情報 登録申請書 5/6 枚目 記入の仕方21
登録申請書に添付する書類.....7	事業者情報 登録申請書 6/6 枚目 記入の仕方22
記入についての注意点.....8	事業者情報 証明書類チェック用紙 記入の仕方24
申請についての注意点.....9	事業者情報登録 一括申請リスト 記入の仕方.....26
事業者情報 登録申請書 1/6 枚目 記入の仕方 [1].....10	その他注意事項.....27
事業者情報 登録申請書 1/6 枚目 記入の仕方 [2].....12	所属技能者の方の「建設キャリアアップシステム 技能者情報登録申請」にあたってのお願い.....28
事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [1].....14	所属技能者へお伝えいただきたい申請項目一覧.....29
事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [2].....16	お問い合わせ先.....裏表紙
事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [3].....18	

建設キャリアアップシステムホームページ

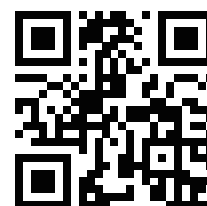
<https://www.ccus.jp/>

建設キャリアアップシステム

検索



スマートフォン・
タブレットで
読み取り



必ずこの手引を最後までよく読み、間違えのないように登録申請してください。
この手引は、登録申請書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。

システムの利用手順・機能

[1] 登録申請について

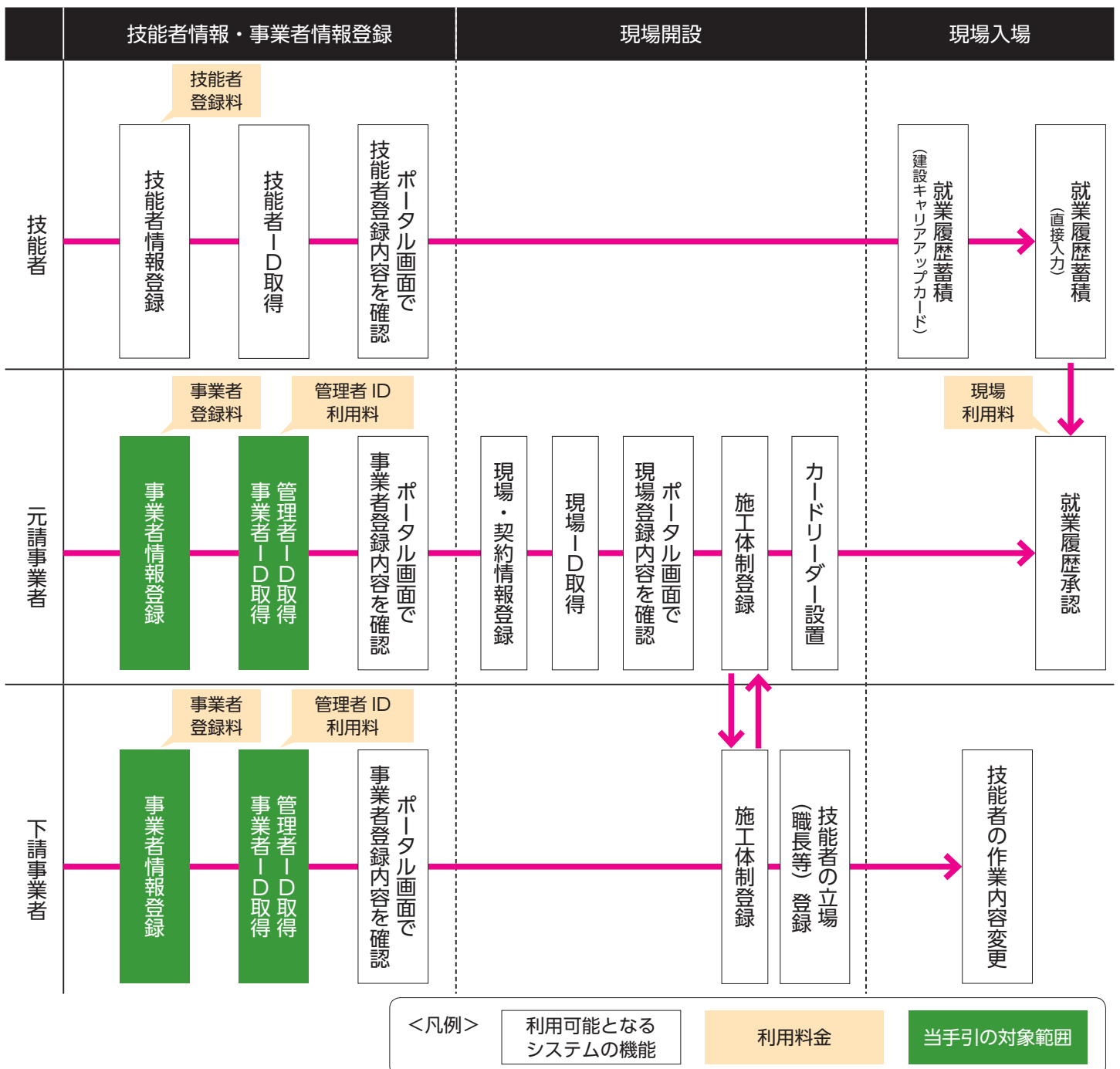
建設キャリアアップシステムは、下記の4つの情報を登録します。

- ①事業者情報登録
- ②技能者情報登録
- ③現場・契約情報登録
- ④施工体制登録

[2] システムの利用手順・機能

事業者情報、技能者情報の順での登録申請が手続き上、一部省略できます。

事業者情報登録申請、事業者ID取得後の所属技能者情報の登録申請をお願いします。



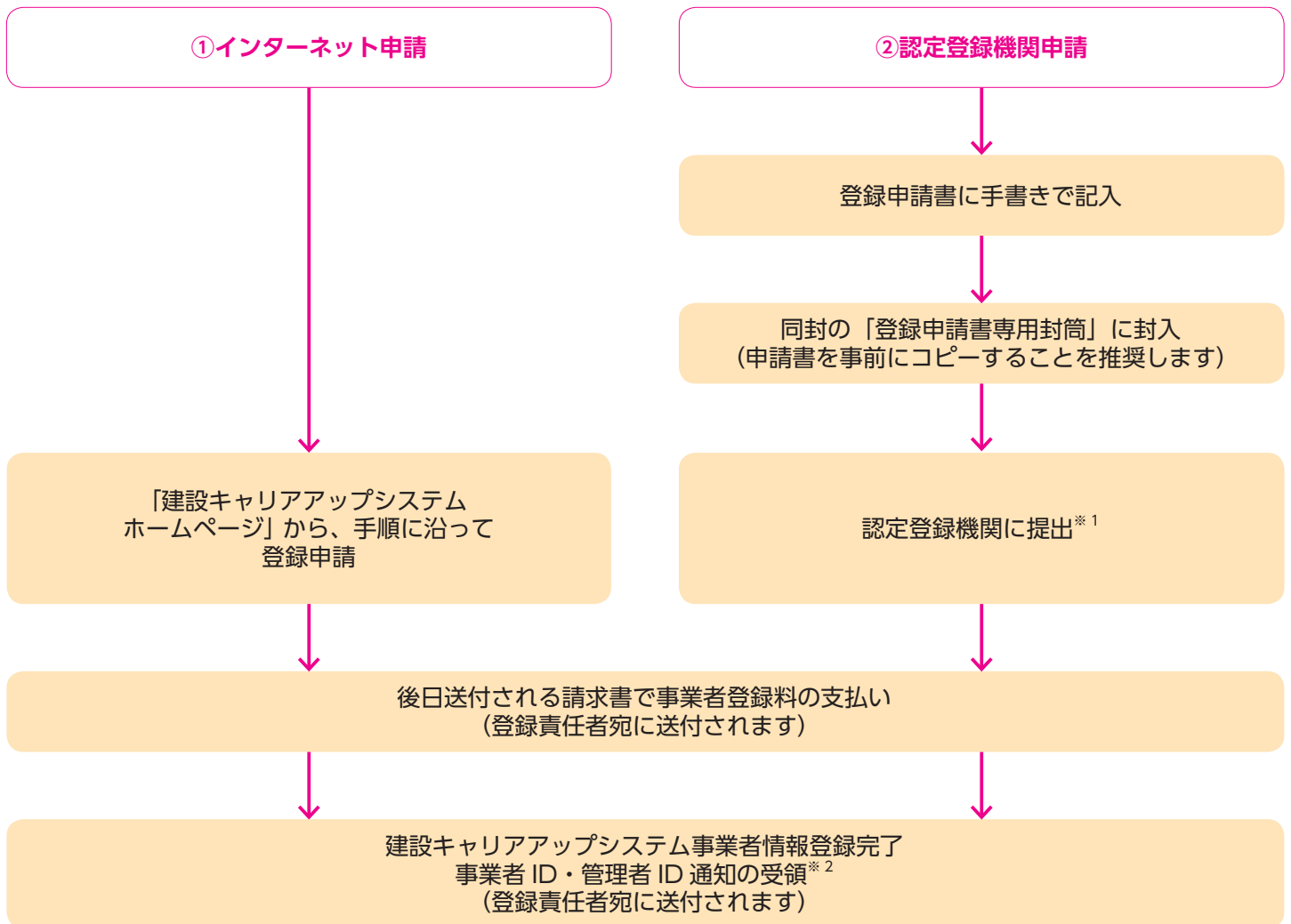
事業者情報登録申請方法

[1] 登録申請方法について

登録申請方法は次の2つの方法があります。自社申請または代行申請が可能です。代行申請についての詳細は、当手引22ページを参照してください。

- ①建設キャリアアップシステムホームページからインターネットで申請する
- ②紙申請書に記入し、認定登録機関で申請する

■登録手順のイメージ



※1 認定登録機関とは建設キャリアアップシステムが認定する建設業関係団体で申請書類の登録を行う機関です。詳細は建設キャリアアップシステムホームページをご覧ください。

※2 申請から登録完了まで1か月から2か月かかります。事業者ID・管理者IDは、登録完了後速やかにメールにて通知します。また、郵送でもお知らせいたします。

[2] 登録申請の料金と支払方法

建設キャリアアップシステムの「事業者登録料」は、資本金によって異なります。支払方法は一般財団法人建設業振興基金から請求書を送付してからの後払いになります。事業者登録は、5年ごとに更新が必要であり、更新料が必要になります。また、事業者が建設キャリアアップシステムの情報を管理するため、管理者IDが必ず必要になります（最低1ID）。管理者IDの作成・更新時には利用料を請求いたします。

■事業者登録料（5年ごと）

資本金	事業者登録料・更新料	支払方法
一人親方	0円（無料）	払込票のみ
一人親方以外の個人事業主	6,000円	
500万円未満	6,000円	
500万円以上 1,000万円未満	12,000円	
1,000万円以上 2,000万円未満	24,000円	
2,000万円以上 5,000万円未満	48,000円	
5,000万円以上 1億円未満	60,000円	銀行振込のみ
1億円以上 3億円未満	120,000円	
3億円以上 10億円未満	240,000円	
10億円以上 50億円未満	480,000円	
50億円以上 100億円未満	600,000円	
100億円以上 500億円未満	1,200,000円	
500億円以上	2,400,000円	

※消費税を含む

■管理者ID利用料（毎年※現場管理者・代行申請者用のIDは当面无償）

ID数	料金	支払方法
1ID	11,400円 ※一人親方は2,400円	各事業者様専用口座（三井住友銀行）への銀行振込 ※振込手数料は利用者負担となります。ATM、ネットバンキングを利用した振込も可能です。

○最初の1ID

- 事業者登録を行うと自動作成され、別途請求書が送られます。

○追加したID

- システムから追加手続を行うと、追加翌月に請求書が作成・送付されます。

○更新手続

- 管理者IDの有効期限2か月前よりIDごとに更新意思確認を実施し、更新するもののみ有効期限翌月に請求書を送付します。
- 最初の1IDは事業者登録を抹消しない限り更新意思があるものとして扱います。

○請求時期

- 月末締め。ID発行・更新月の翌月（例：4月に登録したIDの場合、毎年5月初旬）に、現場利用料とまとめて請求します。

○注意事項

- 支払期限を過ぎても入金確認ができない、または更新の意思表示がなかったIDについては利用を停止いたします。該当IDではシステムにログインできなくなり、新規現場登録や内容修正ができなくなります。
- 管理者ID利用料は、ID作成・更新作業の対価として請求するものです。ID作成・更新時点で請求は確定し、後刻削除した場合でも取下げできませんので、作成時は十分ご注意ください。
- **利用料は消費税を含みます。**

事業者情報登録申請方法

■現場利用料（毎月※元請事業者へ請求）

就業履歴回数	料金	支払方法
1回 (1人日・現場当たり) 下段算出例参照	10円	各事業者様専用口座（三井住友銀行）への銀行振込 ※振込手数料は利用者負担となります。ATM、ネットバンキングを利用した振込も可能です。

現場利用料の請求例：現場に入場する人日単位で課金します。

- 例
- (1) 20人の技能者が50日就業した場合 $20人 \times 50日 \times 10円 = 10,000円$
 - (2) 同一現場で朝と昼休み後に2回入場 $1人日 \times 1現場 = 10円$
 - (3) 午前と午後で同一元請の別現場に入場 $1人日 \times 2現場 = 20円$

○請求時期

- 月末締め。管理者ID利用料とまとめて請求書を発送します。ただし、一定額（1,500円）に満たない場合は請求の繰越を行います（最大6か月間）。また、半期・年度末（4月/10月）、消費税率改定時は必ず請求を行います。

○注意事項

- 支払期限を過ぎても入金確認ができない場合、事業者責任者の管理者IDについて利用を停止する場合があります。
- 現場利用料は元請事業者のみ対象です。
- **現場利用料は消費税を含みます。**

■共通事項（管理者ID利用料・現場利用料）

○請求先

- 事業者登録の際に登録した登録責任者宛に、部署・責任者氏名を記載した請求書を送付します。なお、請求を分割（支店単位等）することはできません。

○請求明細

- 建設キャリアアップシステムの810_事業者管理>30_管理者ID利用料または40_現場利用料から前月分の明細(ID/現場別)を確認できます。

○支払期限

- 請求書に記載があります。原則当初登録月の翌々月10日（例：4月登録、5月請求時は6月10日期限）です。

○支払方法

- 銀行振込（三井住友銀行）。振込手数料は利用者負担となります。ATM、ネットバンキングを利用した振込も可能です。

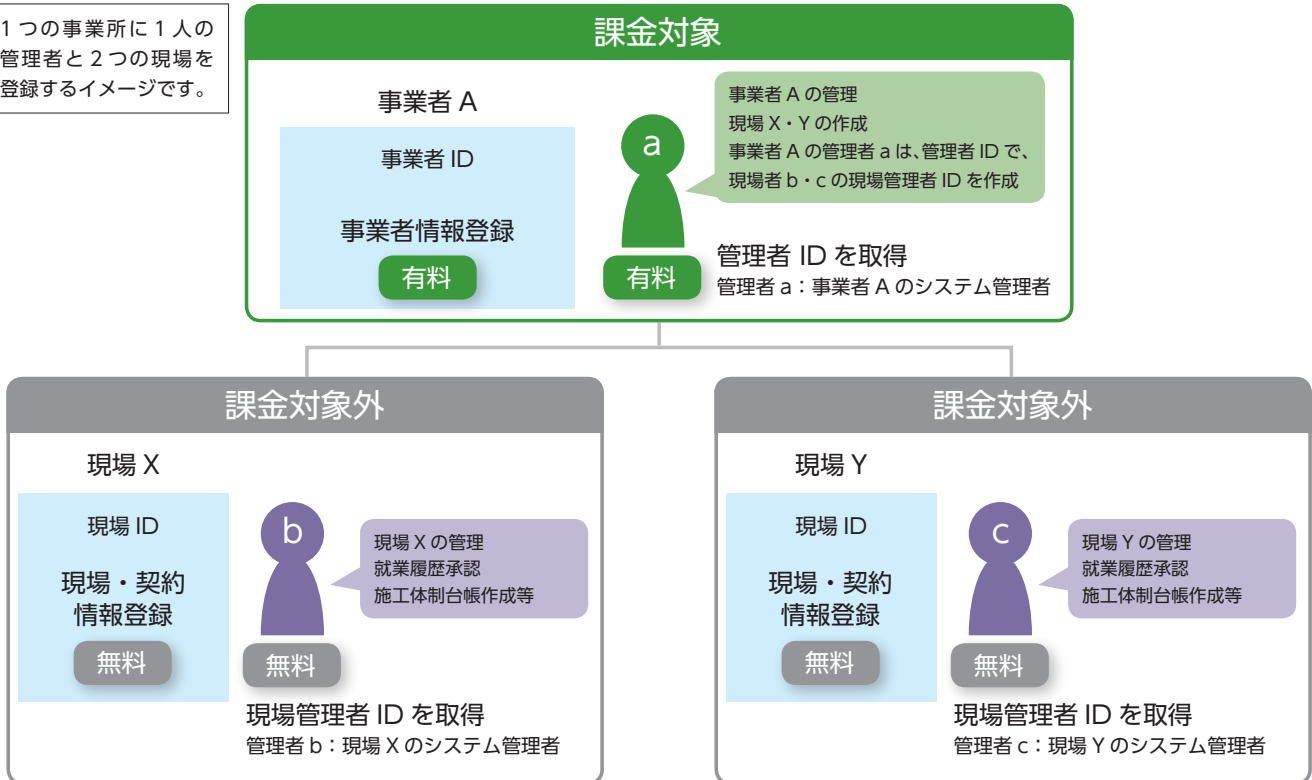
○注意事項

- 入金確認は支払口座番号（事業者毎に番号が違います）・請求金額を鍵に行っています。そのため、請求書合算や手数料差引入金等、当方請求金額と入金額が相違する支払は固くお断りをいたします。入金確認がとれない場合、タイミングによってはサービス提供が中断されるおそれがあります。
- 管理者ID利用料と現場利用料の振込口座は、初回の事業者登録料振込時の口座番号とは異なります。手続を代行される場合には、事業者毎の口座番号を必ずご確認ください。

[3] ID 体系のイメージ

事業者登録における、基本的な管理者 ID（事業者の管理者 ID 〈有料〉）と現場の現場管理者 ID 〈無料〉）の体系は下記のようになります。現場管理者 ID は、事業者の管理者が作成します。

1つの事業所に1人の管理者と2つの現場を登録するイメージです。



事業者確認書類の提出

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、登録する情報を正確に証明するために登録時に事業者確認を行います。ご提出いただく事業者確認書類は建設業許可の有無または事業所の形態により異なりますのでご注意ください(下記参照)。

- ※ 証明書類で秘匿したい部分は黒のフェルトペンや修正液でマスキング可能ですが、「商号または名称(屋号)」「代表者名」「所在地」「資本金」はマスキングをしないでください。
- ※ 事業者情報以外の情報(例:社員名などの情報)が記載されている場合は、必ずマスキングして(消して)ください。
- ※ 個人情報保護の観点から、マスキングすべき箇所にマスキングがされていない場合、運営主体で実施する場合があります。あらかじめご了承ください。

建設業許可がある場合(法人・個人事業主・一人親方) ※下記のうち、いずれか1点

建設業許可証明書 1点(写し)



1点のみ
提出でOK

または

建設業許可通知書 1点(写し) ※1



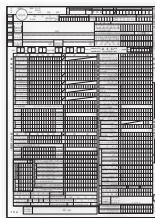
1点のみ
提出でOK

※ 資本金確認書類の提出は必要ありません。

※ 直前に建設業許可の変更届を提出している場合は、上記に併せて変更届(写し)を提出してください。

建設業許可がない法人の場合 ※下記のうち、いずれか1点

事業税の確定申告書(写し) 1点 ※2 ※6

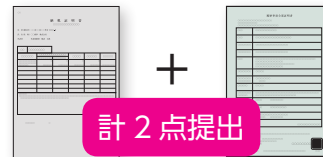


※ 法人税の確定申告書でもご提出いただけます。

1点のみ
提出でOK

または

納税証明書(写し)1点 履歴事項全部証明書(写し)1点 ※3



計2点提出

※ 事業者確認書類(写し)は、適切な組み合わせで提出してください。
※ 法人の場合、納税証明書については法人税もしくは消費税、事業税の納税証明書のいずれかを提出してください。

建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合 ※下記のうち、いずれか1点

個人事業の開始届(写し) 1点 ※4



1点のみ提出でOK

または

納税証明書(写し) 1点 ※3



1点のみ提出でOK

※ 個人・一人親方の方については所得税もしくは消費税、事業税の納税証明書のいずれかを提出してください。

または

所得税の確定申告書(写し) 1点 ※4 ※5 ※6



1点のみ提出でOK

※ 資本金確認書類の提出は必要ありません。

- ※ 1 青森県知事許可の場合、「建設業許可指令書」を提出してください。
- ※ 2 事業税の確定申告書は受付印があり、1年以内のものに限ります。
- ※ 3 法人税の納税証明書および履歴事項全部証明書は証明日が1年以内のものに限ります。
事業開始後まもない場合で、かつ法人税の納付時期を迎えていない場合は、履歴事項全部証明書のみをご提出ください。
- ※ 4 所得税の確定申告書や個人事業の開始届は受付印があり、1年以内のものに限ります。
- ※ 5 【一人親方の方へ】一人親方の方は、「所得税の確定申告書(写し)」を提出してください(「所得税の確定申告書」に記載の納税者氏名と、登録申請書の1/6枚目1-①商号または名称と1-⑤代表者名のどちらかが一致すること)。
- ※ 6 電子申告の場合は受領通知(メール詳細または受付完了通知等)も併せてご提出ください。

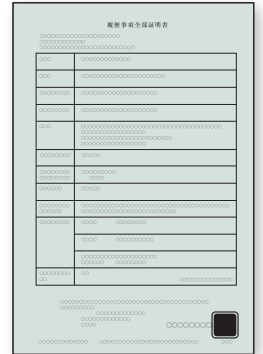
登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、事業者確認書類以外に該当する下記の現に有効な証明書類（写し）が必要になります。「→の数字」は「事業者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

●資本金確認証明書類（写し） → 1-⑧

「資本金」によって建設キャリアアップシステム事業者登録料が変わりますので、「資本金確認証明書類（写し）」は登録申請時の最新のものを出します。「資本金確認証明書類（写し）」には、「履歴事項全部証明書（写し）」「現在事項全部証明書（写し）」「事業税の確定申告書（写し）」があります。

	資本金確認 証明書類（写し）	
建設業許可がある法人事業者の場合※	提出不要	許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。 ※直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合と許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。また、新規登録完了後に、「事業者情報登録内容変更申請書」で建設業許可番号ありの変更申請をしてください。
建設業許可がない法人事業者の場合	提出必須	事業者確認書類から資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。
個人事業主の場合	提出不要	建設業許可の有無に関わらず、資本金がありませんので建設キャリアアップシステム事業者登録料は6,000円（税込）になります。

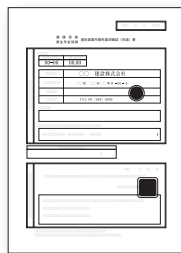


●加入社会保険等証明書類（写し） ※ホームページ上の「証明書類見本一覧」をご覧ください。

- 健康保険加入証明書類（写し） → 4-①
- 年金保険加入証明書類（写し） → 4-②
- 建設業退職金共済制度加入証明書類（写し） → 4-④

- ☆領収済証等（出納印あり）（写し）
- ☆社会保険料納入証明書（証明者の印あり）（写し）
- ☆健康保険・厚生年金保険適用確認願（写し）
- ☆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（写し）
- ☆健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届（写し）

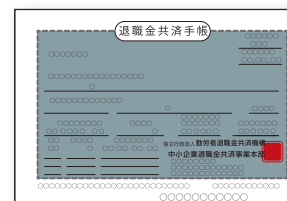
※提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。



- ☆建設業退職金共済契約者証（写し）

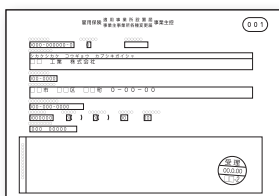


- 中小企業退職金共済制度加入証明書類（写し） → 4-⑤
- ☆中小企業退職金共済手帳（写し）



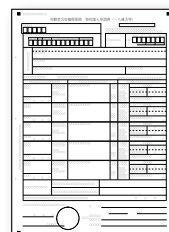
- 雇用保険加入証明書類（写し） → 4-③
- ☆雇用保険適用事業所設置届事業主事業所各種変更届事業主控（受領印あり）（写し）
- ☆納付書・領収証書（出納印あり）（写し）
- ☆労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（受付印あり）（写し）
- ☆労働保険料等納入通知書（写し）

※提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。



- 労災保険特別加入証明書類（写し） → 4-⑥
- ☆労働者災害補償保険 特別加入申請書（写し）
- ☆労災保険特別加入 加入証（写し）

※労災保険特別加入証明書類（写し）は、通常（民間など）の労災保険の証明書類と異なります。必ず、「特別加入」と記載されている書類を添付してください（通常の労災保険証明書類は提出不要）。



※事業者確認書類（写し）や証明書類（写し）は、鮮明にコピーしてください。

記入についての注意点

●1セットになっている登録申請書は、必ず1つの事業者で使用してください。コピーを取って同じ登録申請書に複数の事業者が記入した場合は、受付できませんのでご注意ください。

●登録申請書および添付書類への記入は、必ず黒色ボールペンでお願いいたします。

※容易に消えない耐性のあるものを使用してください。
 ※鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
 ※この手引では、記入例の部分を便宜上青色で印刷しています。

●登録申請書は、下記の凡例に従い記入してください。

背景薄いグリーン=必須項目：
 もれなく記入してください。

①商号または名称 (親会社及び子会社)	フリガナ
②建設業許可 ^{※1}	許可の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建設業許可番号 許可 <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 般 - 第 号

背景白=推奨項目：

情報の充実につながりますので、記入をお勧めします。

	コード ^{※1}	種類名	コード ^{※1}	種類名
②電子証明書の種類				

背景薄いグレー=任意項目：

該当する箇所はできるだけ記入してください。

	表彰名(団体・会社名)	表彰年月日 [※]
1		年 月 日
2		年 月 日

●マス目や枠内に数字や文字を記入する場合は、マス目や枠内に丁寧に記入してください。

良い記入例

②年金保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外 → 適用除外理由コード
	事業所整理記号	1 2 3 4 5 6 0 0 0 0 ※厚生年金の適用事業所は、「適用適用除外理由コード」
	事業所番号	2 2 2 3 3 3 △ △ △ △

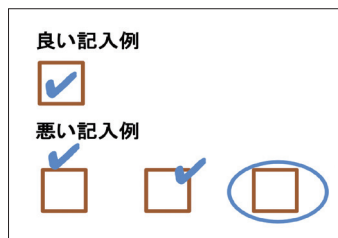
悪い記入例

②年金保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外 → 適用除外理由コード
	事業所整理記号	1234560000 ※厚生年金の適用事業所は、「適用適用除外理由コード」
	事業所番号	222333△△△△

●年月日はすべて西暦で記入してください。1～9月、1～9日の場合は01、09のように0を付けて記入してください。

●電話番号、事業所番号、コード番号、ID、各番号などは左詰で記入してください。資本金・売上高等の金額のみ右詰で記入してください。

●いくつかの項目から選んでチェックを入れる場合は□の中にレ点チェックを入れてください。



●数字の「1」とアルファベットの大文字のアイ「I」、小文字のエル「l」、数字の「0」とアルファベットの大文字の「O」を間違わないように記入してください。

●訂正する場合は、下記記入例にならって、訂正する文字を二重線で消し、訂正印を押してください。正しい内容は、枠外に書き加えてください。

※訂正印は、代表者または登録責任者の訂正印を使用してください。

※修正液や修正テープ等で消さないでください。

⑦電話番号	03 - 4-21-XXXX
-------	----------------

●押印が必要な箇所への押印には、スタンプタイプの簡易印鑑（インキ浸透印）は使用できません。

●登録申請書の各用紙の記入欄が足りない場合は、それぞれの用紙をコピーして必要事項を記入してください（4/6枚目、6/6枚目）。

●一番下の「バーコード部分」、薄いグレーの「事務局チェック欄」は、事務局使用欄ですので、何も記入しないでください。

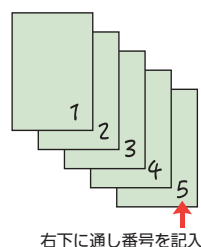
申請についての注意点

- 提出された登録申請書の原本は返却いたしません。事前にコピーをお取りいただくことを推奨いたします。
- 事業者確認書類（写し）を必ず提出してください。事業者確認書類の提出がない場合は、申請書を返却させていただきます。
- 証明書類は写しを添付します。返却はできませんので、絶対に証明書原本を添付しないでください。
- 証明書類のコピーは A4 サイズで鮮明に取ってください。
 - ※ 証明書類（写し）は、カラーとモノクロ、どちらでもかまいません。
 - ※ 証明書類（写し）には、「通し番号」を記入してください。
 - ※ 証明書類（写し）は、1つの証明書類につき、A4 サイズ用紙 1 枚片面のみ記載されている状態でご提出ください。A4 サイズ用紙 1 枚に複数の証明書類をコピーしないでください。
 - ※ 証明書類が A4 サイズより大きい場合は、文字が識別できる範囲で A4 サイズに縮小してください。
 - ※ 提出する証明書類（写し）に事業者情報以外の情報（例：社員名などの情報）が入っている場合は、申請に不要な部分をマスキングして（消して）ください。

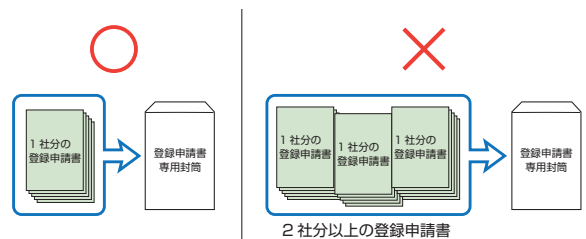
- 「事業者確認書類」「証明書類」の写しを提出する場合は、用紙の右下にボールペンで順番に通し番号を記入してください。

- ※ 通し番号は 1 から始め、証明書 1 枚にひとつの番号を記入してください。
- ※ 通し番号が、証明書の記載内容にかからないように記入してください。

● 「証明書類」の写しへの通し番号記入例



- 登録申請書を提出する場合は、そのまま同封の「登録申請書専用封筒」に入れて提出してください。
 - ※ 登録申請書は必ず原本を提出してください。コピーされた登録申請書は受付できません。
 - ※ 提出する登録申請書はホチキスやクリップ、のりで留めないでください。
 - ※ 「登録申請書専用封筒」は、必ずのり付けして提出してください。
- 元請事業者や一次下請事業者による、事業者情報登録の一括申請もできます。詳細は 26 ページをご覧ください。
- 一括申請リストの用紙が必要な場合は、建設キャリアアップシステムホームページからダウンロードしてください。認定登録機関でも受け取れます。
- 代行申請を行う事業者が複数の事業者情報登録を一括申請する場合は、1つの「登録申請書専用封筒」に、必ず 1 事業者の登録申請書を入れてください。
 - ※ 複数の事業者の登録申請書を 1 つの封筒に同封しないでください。



- この手引は、登録申請書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。

■ 1-②

- 「建設業許可の有無」をし点チェックします。
- 「□有」にし点チェックを入れた場合は、「建設業許可番号」を記入します。
- 建設業許可番号は「○○県知事許可（般-△△）第○○○号」や「国土交通大臣許可（特-△△）第○○○号」と記載されています。
- 「○○県知事許可」は知事許可で、1つの都道府県内に営業所を設けている会社です。
- 「国土交通大臣許可」は大臣許可で、2つ以上の都道府県に営業所を設けている会社です。
- 「□般」は「一般建設業」の事業者を指し、「□特」は「特定建設業」の事業者を指しています。
- 「建設業許可番号」の「-」のあとの3マス目は、北海道以外の地域は空欄になります。北海道のみ右の14の振興局名の略称1文字が入ります。

☆ 建設業許可内容を確認するため、建設業許可がある法人事業者の場合は、建設業許可事業者証明書類（写し）を提出してください。

☆ 直近に「資本金」の減資、増資を行っている許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。また、新規登録完了後に、「事業者情報登録内容変更申請書」で建設業許可番号ありの変更申請をしてください。

- 建設業許可をお持ちの事業者については、建設業許可データの情報から、「商号または名称」「代表者名」「所在地」など一部の項目が建設キャリアアップシステムに反映されます。
- 建設業許可データの内容が、例えば「*」表記されているものは、そのまま建設キャリアアップシステムにも反映されるため、その場合は建設業許可データの内容変更をお願いいたします。

建設業許可番号はこちらから検索できます。
国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

建設業許可番号

検索

◎北海道の振興局略称

振興局	略称	振興局	略称
石狩振興局	石	宗谷総合振興局	宗
渡島総合振興局	渡	オホーツク総合振興局	オ
檜山振興局	檜	胆振総合振興局	胆
後志総合振興局	後	日高振興局	日
空知総合振興局	空	十勝総合振興局	十
上川総合振興局	上	釧路総合振興局	釧
留萌振興局	留	根室振興局	根

●北海道の建設業許可番号の記入例

②建設業許可 ^{※1}	許可の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	建設業許可番号	北海道知事	許可 <input type="checkbox"/> 特 <input checked="" type="checkbox"/> 般 - 2 7 石 第 1 0 0 0 号
②建設業許可 ^{※1}	許可の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	建設業許可番号	北海道知事	許可 <input type="checkbox"/> 特 <input checked="" type="checkbox"/> 般 - 2 0 渡 第 1 0 0 0 号
②建設業許可 ^{※1}	許可の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	建設業許可番号	北海道知事	許可 <input type="checkbox"/> 特 <input checked="" type="checkbox"/> 般 - 3 0 才 第 1 0 0 0 号

事業者情報 登録申請書 1/6 枚目 記入の仕方 [2]

記入例

新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書 1/6 枚目											
記入上の注意 「事業者情報登録申請書の手引」の「記入についての注意」 「申請についての注意」をご覧ください。											
申請方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自社申請 <input type="checkbox"/> 代行申請 申請日 2019年04月01日											
1 事業者情報をご記入ください											
① 商号または名称 (株) ○○△△建設											
② 建設業許可 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建設業許可番号 東京都知事 許可 <input checked="" type="checkbox"/> 特 00 第 1200△△号											
③ 法人・個人区分 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人事業主で一人親方の場合は、チェックボックスにレ点を入れてください。 <input type="checkbox"/> 一人親方											
④ 法人番号 01234567800△△											
⑤ 代表者名 フリガナ サトウ イチロウ 姓 佐藤 名 一郎											
⑥ 所在地 フリガナ トウキョウト ミナトク 東京都港区 トラノモン 虎ノ門 4-00-△△ ○○○ビル											
⑦ 電話番号 03 - 5400 - 00△△ (失敬表記)											
⑧ 資本金 300,000 千円											
⑨ 売上高 (申込前年度) 15,000,000 千円											
⑩ 完成工事高 (申込前年度) 13,500,000 千円											
⑪ 建設業以外の事業の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
※1 直前に「資本金」の減算、増資を行っている場合、許可データに新たな「資本金」が反映されない場合がありますので、正しい事業者登録料のお支払いのため、建設業許可「無」で申請してください。											
2 建設に関わる業種についてご記入ください ※2											
① 現に営んでいる業種を記入してください											
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>											
ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>											
② 上記以外に営んでいる業種を記入してください											
設計・コンサル 地質調査 測量 (非破壊検査) 運送 警備 清掃 その他 ()											
※2 建設現場に関わる業種を現に営んでいない事業者の方は、建設キャリアアップシステムには登録できません。											
A9999999999999999CA 申請番号 9999999999999999											
XXXTF 生産管理番号 XXXXXXXXXXXX											

■ 1-④
「法人番号 (13桁)」を記入します。
※ 個人事業主の方は記入不要です。

事業者の「法人番号 (13桁)」はこちらから検索できます。
国税庁法人番号公表サイト

法人番号 検索

■ 2-①

- 1-② 「許可の有無」において、「有」を選択した場合、建設業許可業種をすべてレ点チェックします。建設業許可業種以外でも、「現に営んでいる業種」があればレ点チェックしてください。
- 1-② 「許可の有無」において、「無」を選択した場合、「現に営んでいる業種」をすべてレ点チェックします。

■ 1-③

「法人・個人区分」にレ点チェックを入れます。個人事業主で一人親方の場合は、「一人親方」にレ点チェックを入れます。

※ 一人親方の場合は、「建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請」も必要になります。

※ 一人親方の建設キャリアアップシステム事業者登録料は無料です。

■ 1-⑤⑥⑦

「代表者氏名」「所在地」「電話番号」を記入します。「代表者氏名」でミドルネームがある場合、ミドルネームも記入します。「電話番号」は左詰で記入します。

■ 1-⑧⑨⑩

● 「資本金」「売上高（申込前年度）」「完成工事高（申込前年度）」を税別で記入します。

● 「資本金」によって建設キャリアアップシステム事業者登録料が変わりますので、「資本金」は登録申請時の最新のものを記入してください。

● 個人事業主の方は、「資本金」に「0（ゼロ）」を記入してください。

☆ **資本金を確認するため、証明書類として資本金確認証明書類（写し）を提出してください。**

● 建設業許可がある法人事業者の場合は、許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。（**資本金確認証明書類（写し）提出不要**）

● 建設業許可がない法人事業者は、資本金額が確認できない場合、建設キャリアアップシステムには登録できません。

■ 1-⑪

「建設業以外の事業の有無」にレ点チェックを入れます。建設業以外の事業とは下記のものを指します。

◎建設業以外の事業

農業、林業	学術研究、専門・技術サービス業
漁業	宿泊業、飲食サービス業
鉱業、採石業、砂利採取業	生活関連サービス業、娯楽業
製造業	教育、学習支援業
電気・ガス・熱供給・水道業	医療、福祉
情報通信業	複合サービス事業
運輸業、郵便業	サービス業（他に分類されないもの）
卸売業、小売業	公務（他に分類されるものを除く）
金融業、保険業	分類不能の産業
不動産業、物品賃貸業	

■ 2-②

2-①でレ点チェックした業種以外に、「営んでいる業種」があればレ点チェックしてください。

※ 「清掃」とは、建設現場内の清掃作業になります。

● 「その他（ ）」の記入例

その他（生コンクリート販売店）

事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [1]

記入例

■ 3

※ 代行申請者の方の記入は 6/6 枚目です。代行申請者の方の情報は、「3」には記入しないでください。

■ 3-①

● 本申請にかかる「登録責任者氏名」を記載します。ミドルネームをお持ちの方はミドルネームも記入します。
● 登録責任者とは、本申請に基づく事業者情報のシステム管理者のことです。建設キャリアアップシステム事業者情報にもシステム管理者として登録されます。

※ システム管理者には管理者 ID が発行されます。管理者 ID を発行されたシステム管理者は、その事業者に紐づく現場 ID を作成できます。

■ 3-②

登録責任者の「部署名」を記入します。
※ 部署がない場合は「なし」と記入してください。

■ 3-③

登録責任者の事業所の「所在地」を記入します。各種郵便物は、登録責任者宛に送付されます。また、登録完了後の所在地変更も可能です。
※ 請求書の送り先となります。

■ 3-④⑤⑥

登録責任者の「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」を記入します。「電話番号」「FAX 番号」は左詰で記入します。

事 新規		建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書		2/6 枚目
3 登録責任者についてご記入ください※1				
①登録責任者氏名	フリガナ ヤマダ アキコ 姓 山田 名 明子	※ミドルネームをお持ちの場合、ご記入ください。		
②部署名	総務部 総務課			
③所在地	105-0044 東京 港区 トラノモン 0000ビル 虎ノ門 4-00-△△ 0000ビル	フリガナ トウキョウト ミナトク		
④電話番号 (左詰で記入ください)	03 - 5400 - 00△△	⑤FAX番号 (左詰で記入ください)	03 - 5400 - 00x x	
⑥メールアドレス	a_heisei@xxxx.co.jp			
※1 本申請に基づき事業者情報のシステム管理者として登録されます。本件にかかる登録責任者の方をご記入ください(代行申請者の方の情報は記入しないでください)。事業者登録料の請求書等は、登録責任者の方宛に送付いたします。				
4 加入している社会保険等についてご記入ください※2				
①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1 2 3 0 x	※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にシ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。	
	事業所番号	0 1 2 3 △		
	保険組合の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険組合の場合	健康保険組合の名称 東京〇〇健康保険組合	
		<input type="checkbox"/> 国保組合の場合	国保組合の名称	
②年金保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1 2 3 4 5 6 0 0 0 0	※厚生年金の適用を受けない(5人未満・個人)事業所は、「適用除外」にシ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。	
	事業所番号	2 2 2 3 3 3 △ △ △ △		
③雇用保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	雇用保険の労働保険番号	1 1 1 2 2 3 3 3 0 0 0 △ △ △		
④建設業退職金共済制度	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	共済契約者番号 5 5 5 5 0 0 0	
⑤中小企業退職金共済制度	加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	共済契約者番号	
⑥労災保険特別加入	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有		
	労災保険番号	7 7 7 8 8 9 9 9 0 0 0 △ △ △	整理番号	0 1 2 0
※2 4-①～⑥の「番号」「記号」欄は、ハイフン「-」、中黒「・」、スラッシュ「/」などの記号は記入せず、左詰めでご記入ください。				
A9999999999999999CA		申請書番号	9999999999999999	QRコード
		XXTF 生産管理番号 XXXXXXXXXXXX		本用紙はコピー不可です 3 枚目へ
2019_0401_02				

※ 4-①～⑥の「番号」「記号」の欄について、証明書類にハイフン「-」、ナカグロ「・」、スラッシュ「/」などの記号が記載されている場合は、記号を除いてマスを詰めて記入してください。
(例) 証明書類の記載が「12-345」の場合は「12345」と記入。

■ 4-①

- 「健康保険」の「加入状況」にレ点チェックを入れます。
- 「適用除外」にレ点チェックを入れた場合は、「登録申請書コード表」（建設キャリアアップシステムホームページに掲載）の「表 13 社会保険適用除外理由（事業者）」より理由を選び、そのコード番号を記入します。
- 「加入状況」で「有」にレ点チェックを入れた場合は、証明書類に記載のある「事業所整理記号」「事業所番号」を左詰で記入します（証明書類に記載がない場合は記入不要です）。「保険組合の種類」にレ点チェックを入れ、「健康保険組合の名称」または「国保組合の名称」を記入します。

※ 健康保険組合と国保組合以外の健康保険に加入している場合は、組合の名称は記入しないでください（例：協会けんぽなど）。

☆ 健康保険の加入状況を確認するため、証明書類として健康保険加入証明書類（写し）を提出してください。

● 4-①健康保険の加入状況の記入例

健康保険組合

①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1	2	3	0	x
	事業所番号	0	1	2	3	△
	保険組合の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険組合の場合		健康保険組合の名称		東京〇〇健康保険組合
		<input type="checkbox"/> 国保組合の場合		国保組合の名称		

※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にレ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。

協会けんぽ（全国健康保険協会）

①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1	2	0	x	△
	事業所番号	1	2	3	0	x
	保険組合の種類	記入不要				

※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にレ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。

国民健康保険組合（建設国保）

①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	00△
	事業所整理記号	7	△	1	2	0
	事業所番号	1	2	3	0	x
	保険組合の種類	<input type="checkbox"/> 健康保険組合の場合		健康保険組合の名称		
		<input checked="" type="checkbox"/> 国保組合の場合		国保組合の名称		全国土〇建〇国民健康保険組合

※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にレ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。

国民健康保険

①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	002
	事業所整理記号					
	事業所番号					
	保険組合の種類	<input type="checkbox"/> 健康保険組合の場合		健康保険組合の名称		
		<input type="checkbox"/> 国保組合の場合		国保組合の名称		

※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にレ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。


◎表 13 社会保険適用除外理由（事業者）

分類	コード番号	適用除外理由	摘要
健康保険	001	けんぽ適用除外承認済	建設国保に加入し、「健康保険の適用除外承認」を受けている場合
	002	5人未満個人事業所	
年金保険	021	5人未満個人事業所	
雇用保険	041	従業員なし	

※ 社会保険は会社として加入しているもの（従業員の保険料の支払いを行っているもの）を登録してください。

事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [2]

記入例

事 新規		建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書		2/6 枚目
3 登録責任者についてご記入ください※1				
①登録責任者氏名	フリガナ ヤマダ アキコ 姓 山田 名 明子	※三訂ネームをお持ちの場合、ご記入ください。		
②部署名	総務部 総務課			
③所在地	105-0004 トラノモン	フリガナ トウキョウト ミナトク 東京 都 港区	〇〇〇〇ビル	
④電話番号 (左詰でご記入ください)	03 - 5400 - 0004	⑤FAX番号 (左詰でご記入ください)	03 - 5400 - 00xx	
⑥メールアドレス	a_heisei@xxxx.co.jp			
※1 本申請に基づき事業者情報のシステム管理者として登録されます。本件にかかる登録責任者の方をご記入ください(代行申請者の方の情報は記入しないでください)。事業者登録料の請求書等は、登録責任者の方宛に送付いたします。				
4 加入している社会保険等についてご記入ください※2				
①健康保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1230x	※被用者保険の適用を受けない事業所は、「適用除外」にシ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。	
	事業所番号	0123△		
保険組合の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険組合の場合	健康保険組合の名称 東京〇〇健康保険組合		
	<input type="checkbox"/> 国保組合の場合	国保組合の名称		
②年金保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	事業所整理記号	1234560000	※厚生年金の適用を受けない(5人未満・個人)事業所は、「適用除外」にシ点チェックを入れ、適用除外理由コードをご記入ください。	
	事業所番号	222333△△△		
③雇用保険	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	
	雇用保険の労働保険番号	1112233300△△△		
④建設業退職金共済制度	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	共済契約者番号 5555000	
⑤中小企業退職金共済制度	加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	共済契約者番号	
⑥労災保険特別加入	加入状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有		
	労災保険番号	7778899900△△△	整理番号	0120
※2 4-①～⑥の「番号」「記号」欄は、ハイフン「-」、中黒「・」、スラッシュ「/」などの記号は記入せず、左詰めでご記入ください。				
申請書番号 A999999999999999CA		申請書番号 999999999999999		
		生産管理番号 XXXXXXXXXXXXX		本用紙はコピー不可です 3枚目へ
2019_0401_02				

※ 4-①～⑥の「番号」「記号」の欄について、証明書類にハイフン「-」、ナカグロ「・」、スラッシュ「/」などの記号が記載されている場合は、記号を除いてマスを詰めて記入してください。
(例) 証明書類の記載が「12-345」の場合は「12345」と記入。

事業者情報 登録申請書 2/6 枚目 記入の仕方 [3]

〈参考〉

◎ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改定版）」における「適切な保険」の整理

※ 出典:平成 28 年 12 月 5 日 国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 事務連絡「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」
建設キャリアアップシステム登録申請を機に、「加入すべき適切な保険」を確認してください。

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険		「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	健康保険（いずれか加入）	年金保険	
法人	1 人～	常用労働者	雇用保険 ^{※2}	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） ^{※1}	厚生年金	3 保険 （雇用保険・健康保険・年金保険）
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） ^{※1}	厚生年金	健康保険および 厚生年金保険
個人事業主	5 人～	常用労働者	雇用保険 ^{※2}	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） ^{※1}	厚生年金	3 保険 （雇用保険・健康保険・年金保険）
	1 人～ 4 人	常用労働者	雇用保険 ^{※2}	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	雇用保険（健康保険と年金保険については個人で加入）
	-	事業主、 一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	健康保険と年金保険については 個人 で加入（ただし、一人親方は請負と しての働き方をしている場合に限る）

※ 1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※ 2 週所定労働時間が 20 時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ 個人で加入

事業者情報 登録申請書 3/6 枚目 記入の仕方

■ 5-①

- CI-NET 利用などで企業識別コードを取得している事業者は、「有」にシ点チェックを入れて、「企業識別コード (6桁)」を記入します。企業識別コードを取得していない事業者は、「無」にシ点チェックを入れます。
- 標準企業コードのうち「企業識別コード」は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会による電子商取引用の企業番号です。一度登録すると3年間有効です。

企業識別コードについては下記で確認できます。
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
標準企業コード登録管理

- ・自社の取得状況等を知りたい場合
https://cii-kcode.jipdec.or.jp/code_list.html
- ・標準企業コードのルール
https://cii-kcode.jipdec.or.jp/code_system.html

「CI-NET (Construction Industry NETwork)」とは、建設産業全体の生産性向上を図るため、建設生産に関わるさまざまな企業間の情報を、ネットワークを利用して交換するための仕組みです。建設生産における企業間の商取引には、見積依頼など商談の段階から注文、請求、決済までいくつもの段階があり、その都度帳票のやり取りが行われていますが、CI-NET はこれらを電子的に交換するための標準ルールです。

■ 5-②

「登録申請書コード表」(建設キャリアアップシステムホームページに掲載)の「表 14 電子証明書の種類」より、該当する電子証明書の「コード番号」「種類名」を6つ以内で記入します。

「電子証明書」とは、インターネットを利用したデータのやりとりにおいて、そのデータの作成者が誰であるのか、送信されたデータが改ざんされていないことを証明するものです。つまり、免許証やパスポートのような本人確認の役割を果たし、データの真正性を保証するために必要なものです。

■ 5-③

「登録申請書コード表」(建設キャリアアップシステムホームページに掲載)の「表 15 所属団体」より、代表的な所属団体を10団体以内で記入します。

「所属団体」とは、「登録申請書コード表」(建設キャリアアップシステムホームページに掲載)の「表 15 所属団体」に記載のある団体のことです。それ以外の建設関係の所属団体は、900番台のその他コード番号(1つの場合は「900」、複数ある場合は「900」「910」「920」「930」「940」「950」「960」「970」「980」「990」の順番で記入)および所属団体名を記入します。

記入例

事 新規		建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書				3/6 枚目
5 その他各種情報についてご記入ください						
①CI-NET	標準企業コードの 企業識別コード(6桁)	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	2 2 0 0 △ △			
	コード*1	種類名	コード*1	種類名		
	0 0 2	AOSign サービス (日本電子認証株式会社)				
②電子証明書 の種類	0 0 4	TDB 電子証明書サービス TypeA (株式会社帝国データバンク)				
	コード*1	団体名	コード*1	団体名		
	9 0 0	(一社)〇〇建設業協会				
	0 3 3	(一社)日本機械土工協会				
③所属団体						
6 就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムについてご記入ください						
	コード*2	システム名	ID			
1	0 0 1	〇〇サイト	1122 0000△△△△			
2	0 0 2	△△システム	3344 0000△△△△			
3						
7 主要取引先情報についてご記入ください						
	会社名					
1	(株)〇〇〇〇建設					
2	(株)△△△△工務店					
3	(株)〇〇〇〇組					
4	〇〇県〇〇市					
5	〇〇〇〇省					
A999999999999999CA		申請書番号 9999999999999999	QRコード		生産管理番号 XXXXXXXXXXXXXX	本用紙は コピー不可です 4枚目へ
2019_0401 02						

■ 6

- 「就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム」について必要事項を記入します。
- 「建設キャリアアップシステム就業履歴データ登録標準 API 連携認定審査ホームページ」(<https://www.auth.ccus.jp/>)内の「就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム一覧」(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)より、該当する「コード番号」「システム名」を記入します。
- 「ID」は該当システムにおける申請事業者の ID を記入します。

「就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム」とは、「民間入退場管理システム」「安全管理システム」「就業履歴登録システム (ASP 事業者等)」を指します。

■ 7

貴社に対しての発注者 (主要取引先) である「会社名」を、(株) (有) 等も含めて5社以内で記入します。官公庁や地方自治体を記入してもかまいません。

事業者情報 登録申請書 4/6 枚目 記入の仕方

記入例

■ 8

事業者として過去に受けた「表彰名」を記入します。それぞれの「表彰年月日」を西暦で記入します。

■ その他

記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーして必要事項を記入してください。

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書
4/6
枚目

8 表彰履歴についてご記入ください

	表彰名(団体・会社名)	表彰年月日*											
1	〇〇〇〇 CSR 中小企業特別賞 (公益社団法人〇〇〇〇協会)	2	0	1	2	年	0	3	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
2	復興特別〇〇〇〇貢献賞 (〇〇県知事)	2	0	1	3	年	0	4	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
3	〇〇小学校新築工事における優秀な成績表彰(〇〇市建築局長)	2	0	1	4	年	0	6	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
4	地域防災力の向上貢献表彰 (〇〇県知事)	2	0	1	4	年	0	9	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
5	〇〇工事による表彰 (〇〇市長)	1	9	9	9	年	0	2	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
6	建設業〇〇〇〇カンパニー表彰 (公益社団法人〇〇〇〇協会)	2	0	1	5	年	0	8	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
7	優秀建設業者知事表彰 (〇〇県知事)	1	9	9	0	年	0	5	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
8	労働安全・災害防止表彰 (株式会社〇〇〇〇建設)	2	0	1	6	年	0	6	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
9	交通安全運動参加表彰 (〇〇市交通安全運動推進委員会)	2	0	1	6	年	0	4	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
10	消防協力者表彰 (〇〇〇〇消防組合)	2	0	1	7	年	0	1	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
11	〇〇整備工事による貢献表彰 (国土交通省〇〇地方整備局)	2	0	1	7	年	0	7	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
12	2020 おもてなし〇〇〇〇企業表彰 (〇〇県)	2	0	1	7	年	0	8	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
13	〇〇〇〇市ダイバーシティ優秀表彰 (〇〇〇〇市)	2	0	1	7	年	1	1	月	0	1	日	<input type="checkbox"/>
14						年			月			日	<input type="checkbox"/>
15						年			月			日	<input type="checkbox"/>

※日付が分かれば把握できる範囲でご記入ください。

記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号

A9999999999999999999CA

申請書番号

9999999999999999

5 枚目へ

XXXTF 生産管理番号 XXXXXXXXXXXXX

2019_0401_02

20

事業者情報 登録申請書 5/6 枚目 記入の仕方

記入例

■ 9

記載内容をよく確認してください。また、建設キャリアアップシステムホームページにて「建設キャリアアップシステム利用規約」および「建設キャリアアップシステム個人情報保護方針」の全文を掲載していますので、そちらも併せて確認してください。

■ 代表者署名または代表者記名押印

利用規約に同意する場合は、「代表者署名または代表者記名押印」欄に必ず代表者（1-⑤「代表者名」）が署名または記名押印してください。また、「代表者署名または代表者記名押印日」を西暦で記入してください。

※ 登録申請書 1/6 枚目に記入された代表者の署名または記名押印をお願いいたします。

※ 「署名」とは、本人の氏名を直筆で手書きすることです。

※ 「記名」とは、署名以外の方法で本人の氏名を記入することです。ゴム印を使用する場合は、必ず押印をしてください。

● ゴム印による記名押印の例

佐藤 一郎



新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書		5/6 枚目
9 建設キャリアアップシステム利用規約同意書 ※ 申込全事業者必須		
建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程等を遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。 建設キャリアアップシステム個人情報保護方針 ■ 建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（別紙）（抜粋） 1 利用目的について (1) 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善につなごうとするため、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（別表 1 に列挙する個人情報）をいう。以下同じ。と「技能者就業履歴情報」（別表 2 に列挙する個人情報）をいう。以下同じ。を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため。 (1)-1. 技能者基本情報を、技能者（又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録及び更新する。 (1)-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。 (1)-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（別表 3 に列挙する個人情報）をいう。以下同じ。、「現場・契約情報」（別表 4 に列挙する個人情報）をいう。以下同じ。を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録及び更新する。 (1)-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。 (2) (1) により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を活用して、登録ユーザーが離れた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、今後整備される技能者評価及び事業者の施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。 (2)-1. 登録ユーザー間で技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を共有する（共同利用）。ただし、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。 (2)-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人及びその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で提供する。 (3) (1) により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建築法違反共済制度における共済給付の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と業務の効率化、工事品質の向上につなげるため。 (3)-1. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、必要な範囲で、現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者で共有する（共同利用）。 (3)-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）する。 (4) 登録申請、連絡、本人確認、事業者の特定その他本システムの適正かつ円滑な運用を確保するため。 (5) 本システムの推進及び関係者に対する広報活動並びに本システムの改善に必要な調査のため。 (6) 建設産業における課題などの調査・分析のため。	2 個人情報の共同利用について (1) 趣旨 利用目的(1)から(3)までと同じ (2) 共同利用する個人データの項目 ①「技能者基本情報」 ②「技能者就業履歴情報」 ③「事業者情報」 ④「現場・契約情報」 ただし、利用目的(2)-1に關しては、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。 (3) 共同利用する者の範囲と利用目的 ①建設工事業務遂行のため、当該建設工事業務に従事し、又は従事しようとする技能者本人に關する技能者基本情報及び技能者就業履歴情報の全部若しくは一部を保有し、又は保有しようとする、民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者及び運営事業者（利用目的(1)-4及び(3)-2） ②本システムの登録ユーザー（利用目的(2)-1及び(3)-1）。ただし、利用目的(3)-1については、技能者が入場し、又はした現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者に限る。 (4) 当該個人データの管理について責任を有する者 ①建設キャリアアップシステム 担当部長 ②本財団が認定する民間システム	
■ 建設キャリアアップシステム利用規約について（抜粋） 1 本財団は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、若しくは登録ユーザーとしての登録を抹消、若しくはサービス利用契約を解除することができます。 (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合 (2) 登録事業者にあつては支払停止又は支払不能となり、若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあつた場合 (3) 12ヶ月以上本サービスの利用がない場合 (4) 本財団からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 14 日以内に回答がない場合 (5) 第 5 条第 4 項各号に該当する場合 (6) その他、適切にシステム運用の観点から本財団が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、又はサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合 2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、本財団に対して負っている債務について当然に期限の利益を失ひ、並びに本財団に対して全ての債務の支払を行わなければならない。		

上記に記載の他、「事業者情報登録申請書」の手引に記載されている利用規約の内容を確認し、これに同意します。

代表者署名または代表者記名押印
 （登録申請書 1/6 枚目にご記入の代表者の署名または記名押印をお願いいたします。）

佐藤 一郎

代表者署名または代表者記名押印日

2019 年 4 月 1 日

申請書番号	9999999999999999	QRコード	QRコード	本用紙は コピー不可です 6 枚目へ
A9999999999999999CA	9999999999999999			
XXXTF 生産管理番号 XXXXXXXXXXXXX				

事業者情報 証明書類チェック用紙 記入の仕方

この用紙は、事業者情報登録申請に必要な「事業者証明書類」などの「証明書類」のチェックと提出に使用します。

記入例

事 新規 建設キャリアアップシステム **事業者情報 証明書類チェック用紙**

提出する書類は何枚ありますか。 6 枚

①確認が必要な証明書をコピーしてください。
 ②コピーした用紙の右下に通し番号をご記入ください。
 ③各書類の“番号記入”“枚数確認”ができましたら、チェック欄にシ点をご記入ください。
 ④上記の四角の中に通し番号の最後の番号をご記入ください。

添付書類通し番号を記入してください				事業者情報 チェック欄	
登録申請書項目番号	証明書類種類	添付書類通し番号	チェック		
1-②	事業者証明書類	建設業許可有の場合	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		建設業許可無の場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-⑧	資本金確認証明書類			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-① 4-② 4-③ 4-④ 4-⑤ 4-⑥	加入社会保険等証明書類	健康保険	2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		年金保険	3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		雇用保険	4	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		建設業退職金共済制度	5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		中小企業退職金共済制度	6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		労災保険特別加入			<input type="checkbox"/>

申請書番号
 9999999999999999

XXXXTF 生産管理番号 XXXXXXXXXXXXXXXX 2019_0401_02

●「建設業許可無の場合」の記入例

提出する書類は何枚ありますか。 5 枚

①確認が必要な証明書をコピーしてください。
 ②コピーした用紙の右下に通し番号をご記入ください。
 ③各書類の“番号記入”“枚数確認”ができましたら、チェック欄にシ点をご記入ください。
 ④上記の四角の中に通し番号の最後の番号をご記入ください。

添付書類通し番号を記入してください			
登録申請書項目番号	証明書類種類	添付書類通し番号	チェック
1-②	事業者証明書類	建設業許可有の場合	
		建設業許可無の場合	1 <input checked="" type="checkbox"/>
1-⑧	資本金確認証明書類		2 <input checked="" type="checkbox"/>
4-① 4-② 4-③ 4-④ 4-⑤ 4-⑥	加入社会保険等証明書類	健康保険	3 <input checked="" type="checkbox"/>
		年金保険	4 <input checked="" type="checkbox"/>
		雇用保険	5 <input checked="" type="checkbox"/>
		建設業退職金共済制度	
		中小企業退職金共済制度	
		労災保険特別加入	

チェック・記入手順

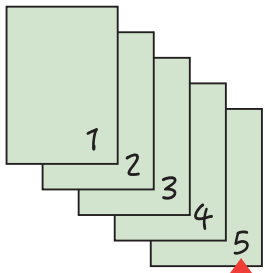
(1) 「登録申請書項目番号」の1-②⑧、4-①～⑥の、添付が必要な「事業者証明書類」「資本金確認証明書類」「加入社会保険等証明書類」を用意します。

(2) 「証明書類」をそれぞれA4サイズで（書類がA4サイズより大きい場合は、文字が識別できる範囲でA4サイズに縮小）コピーします。

(3) 「証明書類」のコピー（以下写し）を1-②⑧、4-①～⑥の「登録申請書項目番号」順に上から並べます。

(4) 並べた「証明書類」の写しの右下にボールペンで順番に通し番号を記入します。
 ※通し番号は1から始め、証明書1枚にひとつの番号を記入してください。
 ※通し番号が証明書の記載内容にかからないように記入してください。

● 「証明書類」の写しへの通し番号記入例

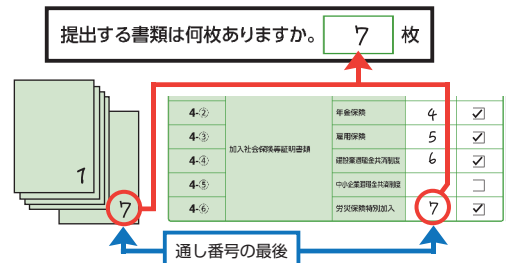


右下に通し番号を記入

(5) チェック用紙の「添付書類通し番号」欄に、添付する「証明書類」(写し)の通し番号を記入します。

(6) 添付する「証明書類」(写し)と「添付書類通し番号」が合っているかを確認したら、「チェック」欄にレ点チェックを入れます。

(7) 最後に上段の「提出する書類は何枚ありますか。」のあとの□の中に添付する「証明書類」(写し)の合計枚数(通し番号の最後の番号)を記入します。



(8) 添付する「証明書類」(写し)の上に、この「事業者情報証明書類チェック用紙」をのせます。
 ※添付する「証明書類」(写し)は、ホチキスやクリップ、のりで留めないでください。

(9) 「事業者情報登録申請書」の1/6枚目～6/6枚目、この「事業者情報証明書類チェック用紙」、添付する「証明書類」(写し)をセットにして、同封の「登録申請書専用封筒」にそのまま入れて、認定登録機関に提出します。
 ※登録申請書とセットしたときも、ホチキスやクリップ、のりで留めないでください。

事業者情報登録 一括申請リスト 記入の仕方

この用紙は一括申請を行う事業者が記入する用紙です。自社だけの申請をされる事業者は記入不要です。
 一括申請リストの用紙は、建設キャリアアップシステムホームページからダウンロードできます。
 また、認定登録機関でも受け取れます。

記入手順

(1) 申請項目にシ点チェックを入れます。



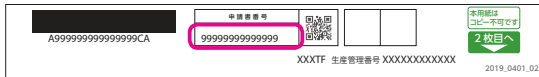
(2) 一括申請する事業者の数を□に記入します。



(3) 一括申請する事業者の数を「No.」欄に順に1～30のように記入します。
 ※30社を超える一括申請をする場合は、あらかじめこの用紙をコピーしてください。
 ※一括申請リストの用紙は、建設キャリアアップシステムホームページからダウンロードできます。
 ※一括申請リストの用紙は、認定登録機関でも受け取れます。



(4) 一括申請する事業者の「申請書番号」または「事業者名」を記入します。事業者の「申請書番号」は、登録申請書の一番下にある14桁の数字になります。



(5) この用紙を、「登録申請書専用封筒」に入れた各事業者の「事業者情報登録申請書」の上に添えて、認定登録機関に提出します。
 ※2社以上の登録申請書を、1つの「登録申請書専用封筒」に同封しないください。
 ※登録一括申請リストは、申請事業者分の「登録申請書専用封筒」の上に添えて提出してください。

記入例

建設キャリアアップシステム 事業者情報登録 一括申請リスト

新規 更新 変更 退会

提出する書類は何社分ありますか。 社分

No.	申請書番号または事業者名	No.	申請書番号または事業者名
1	鈴木 ○○ (一人親方)	16	(有)○○○○工業所
2	山本 ○○ (一人親方)	17	(有)○○○○ホームズ
3	佐藤 ○○ (一人親方)	18	(有)○○○○空調
4	○○○○工務店	19	(有)○○○○工業
5	○○○○組	20	(株)○○○○建設
6	○○○○組	21	(株)○○○○組
7	○○○○建設	22	(株)○○○○工務店
8	○○○○建設	23	(株)○○○○工業
9	○○○○製作所	24	(株)○○○○建設
10	○○○○産業	25	(株)○○○○研究所
11	○○○○電工	26	(株)○○○○工務店
12	○○○○土木	27	(株)○○○○システム
13	(有)○○○○土木		
14	(有)○○○○組		
15	(有)○○○○建設		

一括申請リストは事業者情報登録申請書の「登録申請書専用封筒」に同封しないでください。

その他注意事項

- 登録申請手続きの代行を名乗る業者や、「建設キャリアアップシステム」「技能者情報登録申請」等、紛らわしい名称を用いた業者による詐欺にご注意ください。

事業者の方へ

所属技能者の方の 「建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請」 にあたってのお願い

建設キャリアアップシステムでは、登録される技能者ご本人の正確な情報が確保されることが、技能者ご本人の適正な評価と処遇につながる第一歩となります。また、「技能者情報登録申請」では、技能者ご本人では把握、記入しづらい申請項目がいくつか存在します。

つきましては、所属技能者の方の申請に際しては、技能者ご本人に対して、裏面の「所属技能者へお伝えいただきたい申請項目一覧」をご記入のうえで、その証明書類（写し）と併せて、お渡しいただくことをお願い申し上げます。

また、技能者ご本人の申請の負担軽減のため、事業者様による代行申請〔技能者情報登録申請書 10/10 枚目 項目番号 15〕をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※事業者情報、技能者情報の順での登録申請が手続き上、一部省略ができます。事業者情報登録申請、事業者 ID 取得後の所属技能者情報の登録申請をお願いいたします。

一般財団法人建設業振興基金

所属技能者へお伝えいただきたい 申請項目一覧

▶ 申請者氏名

▶ 所属事業者情報

技能者情報登録申請書 3/10 枚目 項目番号 5

- 所在地
- メールアドレス
- 建設業許可番号
- 法人番号
- 事業者ID

▶ 加入社会保険等情報

技能者情報登録申請書 4/10 枚目 項目番号 6

- 健康保険 …… 適用除外の場合の理由コード []
種 類 []
保 険 者 名 称 []
- 年金保険 …… 適用除外の場合の理由コード []
種 類 []
厚生年金事業所名 []
厚生年金事業所整理記号 []
厚生年金事業所番号 []
- 雇用保険 …… 適用除外の場合の理由コード []
雇用保険被保険者番号 []
被保険者種類・区分 []
- 建設業退職金共済制度 …… 被 共 済 者 番 号 []
- 中小企業退職金共済制度 …… 被 共 済 者 番 号 []

▶ 職 種

技能者情報登録申請書 5/10 枚目 項目番号 8

- 経験等記入欄 所属事業者記入用

▶ 就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム

技能者情報登録申請書 8/10 枚目 項目番号 13

- コード
- システム名
- 技能者個人 ID (※連携認定システムのID
を記入してください)

建設キャリアアップシステムホームページ

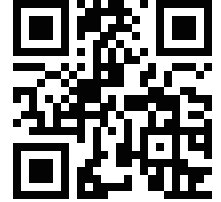
<https://www.ccus.jp/>

建設キャリアアップシステム

検索



スマートフォン・
タブレットで
読み取り



建設キャリアアップシステム
登録申請書・手引・コード表について
お問い合わせ先

建設キャリアアップシステムホームページ

<https://www.ccus.jp/>

お問い合わせにつきましては、建設キャリアアップシステムホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。